

# 「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組評価委員会」の設置及び運営に関する要綱

## (趣旨)

第1条 “ふじのくに”のフロンティアを拓く推進会議設置要綱第9条の規定に基づき、防災減災と地域成長を両立させるとともに多彩なライフスタイルを実現する魅力ある地域づくりを目指す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組について、有識者により取組の進捗を客観的に評価し、効果的な施策展開を行うための「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組評価委員会」(以下、「委員会」という。)の設置等に関し必要な事項を定める。

## (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) “ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の評価に関すること。
- (2) その他、必要な事項に関すること。

## (任期)

第3条 委員の任期は令和7年3月31日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残期間とする。

## (組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 構成員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

## (意見の聴取等)

第6条 委員会は、委員長が必要があると認めるときは、委員でない者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 会議の庶務は、静岡県知事直轄組織政策推進局総合政策課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 19 日から施行する。

## 別表第1（第4条第5項関係）

(50音順、敬称略)

氏名	団体名等
浅岡 顯	名古屋大学名誉教授 公益財団法人地震予知総合研究振興会副首席主任研究員
落合 基継	早稲田大学社会科学総合学術院准教授
川口 良子	合同会社デザインアープ代表
河村 孝之	一般財団法人静岡県銀行協会専務理事事務局長
小島 孝仁	株式会社CSA不動産代表取締役
齊藤 広子	横浜市立大学国際教養学部教授
三枝 幸文	学校法人新静岡学園理事兼経営顧問
鈴木 良則	一般社団法人静岡県経営者協会専務理事
三須 敏郎	公益財団法人静岡県産業振興財団副理事長兼専務理事
水谷 洋一	静岡大学地域創造学環教授
遊橋 裕泰	静岡大学情報学部教授